

第14 消防機関へ通報する火災報知設備

(令第23条, 則第25条, 平成8年告示第1号, 平12.11.30 消防予第266号)

1 用語の定義

- (1) 火災通報装置とは、火災が発生した場合において手動起動装置を操作することにより、電話回線を使用して消防機関を呼び出し、蓄積音声情報により通報するとともに通話を行うことができる装置で告示基準に適合しているものをいう。
- (2) 手動起動装置とは、火災通報専用である押しボタン、遠隔起動装置等をいう。
- (3) 蓄積音声情報とは、あらかじめ音声で記憶させている火災通報に係る情報をいう。
- (4) 通信信号音とは、火災通報装置からの通報であることを示す信号音をいう。
- (5) ターミナルアダプター（以下「TA」という。）とは、アナログ端末機器をデジタル加入回線に接続するための信号変換装置をいい、火災通報優先接続型TA以外のTAをいう。
- (6) 火災通報優先接続型TAとは、火災通報装置をデジタル加入回線に接続する際に火災通報装置が発生する信号を他の端末機が発する信号に優先してデジタル加入回線に接続し送出する機能を持ったものをいう。
- (7) DSU（デジタルサービスユニット）とは、ISDN回線等におけるデジタル通信に必要な速度変換、同期等の機能を持つ回線接続装置でデジタル回線の終端に接続するものをいう。

2 設置場所等

- (1) 火災通報装置は、防災センター等常時人のいる場所に設置することとし、努めて自動火災報知設備の受信機又は副受信機と併設すること。
- (2) 操作部が制御部と分離しているものの制御部は、維持管理のできる場所に設けることができる。
- (3) 遠隔起動装置を設ける場合は、前(1)に準ずることとし、火災通報装置を設けた場所との間で通話ができる装置を備えること。
- (4) 手動起動装置、非常用送受話器及び遠隔起動装置には、標識等によりその旨を明示しておくこと。
- (5) 手動起動装置及び遠隔起動装置には、いたずら等により通報されることを防止するための措置を講じておくこと。
- (6) 火災通報装置の直近には専用の送受話器を設置すること。
- (7) TA等は火災通報装置と同室の埃、湿気のない場所に地震等による転倒のおそれのないように設け、火災通報装置が接続されている旨の表示を付すこと。

3 火災通報装置の接続

- (1) 火災通報装置と電話回線の接続は、試験装置の接続に対応させるため、プラグジャック方式又はアダプタ式ジャック方式（以下「プラグジャック方式等」という。）とすること。
- (2) 火災通報装置は、使用頻度の最も少ない加入電話回線の構内交換機（P B X）と分界点との間に接続し、構内交換機等の内線側には接続しないこと。
- (3) デジタル加入回線との接続

火災通報装置は、次によりT A等を介してデジタル加入回線へ接続すること。

ア 火災通報優先接続型T Aを用いる場合

- (ア) 火災通報装置は、優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。

イ T Aを用いる場合

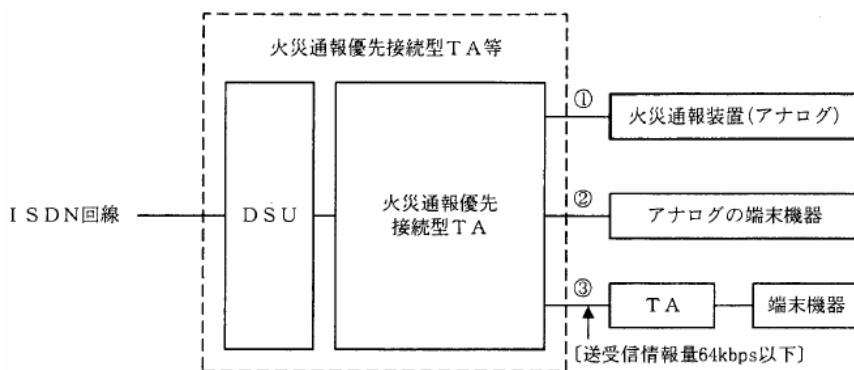
- (ア) 火災通報装置は、アナログ端末機器用端子に接続すること。
- (イ) デジタル加入回線に接続する端末機器は、火災通報装置とその他の端末機器一つまでとし、デジタル加入回線の一つの信号チャンネルを火災通報装置専用として確保すること。
- (ウ) 火災通報装置以外の端末機器として、パソコン等を当該T Aのデジタル端末機器用端子に接続する場合、送信情報量は64kbpsまでとし、その旨を表示すること。

(4) I P系固定電話回線との接続

火災通報装置は、I P系固定電話回線（I P（インターネットプロトコル）ネットワーク技術を利用して提供する音声電話サービス等に係る電話回線で、050系の電話番号を持つもの又は、0AB～J系の電話番号を持つものをいう。）へ接続しないこと。

※令和元年12月23日消防予第274号「NTT固定電話のI P網移行に伴い発生する事象への対応について」参照

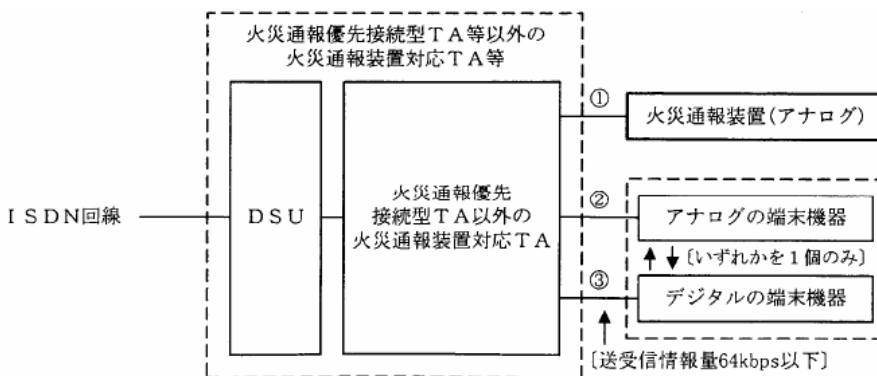
ア 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（優先接続機能を有するアナログ端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報優先接続型T A等を介して接続する場合は、②（アナログの端末機器用端子）及び③（デジタルの端末機器用端子）にそれぞれの端末機器を接続しても差し支えない。ただし、③（デジタルの端末機器用端子）に接続するデジタルの端末機器又はT Aの送受信情報量を128kbpmとすると、火災通報装置が起動してから通報までに90秒程度要することがあるので、デジタルの端末機器又はT Aを接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。

第14－1 図

イ 火災通報優先接続型T A等以外の火災通報装置対応T A等を介して接続する場合



- ※1 火災通報装置は、①（アナログの端末機器用端子）に接続すること。
- ※2 火災通報装置以外の端末機器は、②（アナログの端末機器用端子）又は③（デジタルの端末機器用端子）のいずれかに1個のみ接続すること。
- ※3 デジタルの端末機器を接続する場合は、その送受信情報量を64kbps以下とすること。
- ※4 ③（デジタルの端末機器用端子）には、他のT Aを接続しないこと。

第14－2 図

4 通報内容

蓄積音声情報の通報内容は、次によること。

- (1) 通報信号音 「ピ、ピ、ピ」の2回繰り返し
- (2) 通報メッセージ 「火事です。火事です。」
- (3) 防火対象物の所在地
- (4) 防火対象物の名称
- (5) 防火対象物の代表電話番号

メッセージ例

ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、ピ、火事です。火事です。
こちらは宇都宮市〇〇町〇番地〇 ホテル〇〇〇です。
電話番号は〇〇〇-〇〇〇〇〇です。
逆信してください。

5 機器等

- (1) 火災通報装置は、基準（平成8年告示第1号）に適合していること。
- (2) 認定品を使用すること。■
- (3) 火災通報装置の選択信号送出方式は、火災通報装置と接続されている電話回線と同一であること。
- (4) TA等
ア 火災通報装置の通報メッセージを正確にデジタル加入回線に送出できるものであり、かつ、消防機関からの呼び返し等を的確に火災通報装置に伝達できることが確認されている機器を使用すること。
イ 火災通報優先接続型TAに接続される火災通報装置以外の端末機器を使用中に火災通報装置を起動した場合、火災通報装置の通報が優先され、火災通報装置が起動中である旨の表示がなされること。

6 配線

- (1) 遠隔起動装置から火災通報装置までの配線は、則第12条第1項第5号の規定に準ずること。
- (2) 端子との接続は、ゆるみ、破損等がないこと。

7 電源等

- (1) 火災通報装置及びTA等の電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐させずにとること。ただし、火災通報装置とTA等の電源は、併用できる。
- (2) 電源部分には、火災通報装置専用である旨の表示を付すこと。

- (3) TA等には予備電源を備えること。
- ア 予備電源は火災通報装置の基準（平成8年告示第1号）に定める火災通報装置の予備電源に準じた容量とすること。
 - イ 予備電源は，火災通報装置の予備電源と兼用できる。この場合，火災通報装置とTA等のそれぞれに必要な容量の合計の容量を確保すること。
 - ウ 予備電源は，密閉型蓄電池とすること。
 - エ 密閉型蓄電池に交流・直流変換装置を付加した無停電電源装置を設ける場合は，常用電源と予備電源を兼ねることができる。
- 8 耐震措置等
火災通報装置は，地震等による転倒防止のための有効な措置を講じること。
- 9 その他
携帯電話は令第23条第3項の規定には適合しないものであること。
（平15.9.9消防予第232号）